

尼崎市総合文化センター再整備検討業務委託に係る 公募型プロポーザル方式募集要項

1 委託業務の概要

(1) 委託者

公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」）

(1) 委託名称

尼崎市総合文化センター再整備検討業務

(2) 委託内容

尼崎市総合文化センター再整備検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 提案上限額

¥4,500,000-（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、提案の内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とします。

2 募集の目的

本業務は、尼崎市総合文化センターの再整備に伴い、不動産市場における民間事業者の進出意向調査（以下「サウンディング調査」という）を実施するとともに、再整備する施設の管理運営経費の縮減や適正規模を勘案した施設整備計画の検討及び整備手法（PPP 導入予定）の検討をする受託業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により当該業務の受託を希望する者を募集するものです。

3 委託業者数

1 事業者

4 応募資格

次に掲げる全ての要件に該当する者とし、応募資格の基準日は「7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に定める関係書類の提出日とします。

(1) 法人格を有し、地方自治体等が発注する同種業務を受託した実績があること。

なお、同種業務とは、尼崎市総合文化センターを含む施設整備等のコンサルタント業務を示します。

(2) 尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加者有資格者名簿に登録（登録予定を含む。）されている者であること。

(3) 納税義務を履行していること。

(4) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び財団の指示に対して柔軟に対応できる者であること。

(5) 次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

- イ 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者
- エ 自己又は自社の役員等が次の事項のいずれかに該当する者及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ロ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (ハ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団と密接な関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
 - (ニ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると財団が判断した場合は失格とします。ただし、財団がやむを得ない事情があると判断した場合はこの限りではありません。

- (1) 当該募集要項を遵守しない場合
- (2) 「7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数」に記載する関係書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為や、適切な審査を妨害したと認められる場合
- (4) 「4 応募資格」に記載する応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと財団が判断した場合

6 配布資料（当該募集要項除く）

- (1) 仕様書
- (2) 評価項目

7 企画提案申込書等応募書類及び提出部数

次に掲げる書類について、正本1部・副本(写)9部、計10部を提出してください。

応募書類名	様式	特記事項
①企画提案申込書	(様式第1号)	必ず裏面に誓約事項を印刷してください。
②会社概要	(様式第2号)	—
③過去の同種業務の受託実績	(様式第3号)	・同種業務とは、総合文化センターを含む施設再整備等のコンサルタント業務をいいます。
④業務の推進体制	(様式第4号)	・業務を受託した場合の体制、担当予定者等の氏名等を記入してください。 ・ なお、管理技術者及び主たる担当技術者は受託後の変更は原則として認めません。
⑤過去の同種業務の担当実績 (管理技術者・主たる担当技術者)	(様式第5号)	—
⑥現地見学会参加申込書	(様式第6号)	—
⑦企画提案書	任意	・仕様書をご確認の上、作成してください。 ・「6配布資料(当該募集要項除く)(2)評価項目」を踏まえた上で、財団への支援方針やアピールポイントを明記してください。 ・効率的かつ効果的な施設整備と事業運営に向けた独自の提案も積極的に行ってください。 ア A4版で、両面印刷を原則としてください。 イ 表紙を除き、30ページ以内(両面の場合15枚)としてください。
⑧見積書	任意	—
⑨納税証明書(写し可) ※該当する場合のみ	任意	・市税(法人市民税)※ただし尼崎市内に事業所等を有し、尼崎市に納税している場合のみ ・平成30・31年度業者登録申請時に提出している「納税証明申請書兼証明書(競争入札参加資格審査申請用)」の写しで代用することも可能です。
⑩会社紹介(経歴等) パンフレット	任意	—
⑪その他	任意	他の地方公共団体及び財団等から受注した同種業務の報告書等 ※他にも有効であると思われるものがあればご提出ください。

8 企画提案申込書等応募書類の取扱い等について

(1) 企画提案申込書等応募書類の取扱いについて

当該選定以外の用途には使用せず、一切返却いたしません。なお、いったん提出された後の修正及び差し替えは、財団から指示する場合を除き、できません。

(2) 企画提案申込書等応募書類の公開について

公文書公開請求があった場合、原則として公開対象となりますが、財団の情報公開規程その他法令で規定があるときは、その規定を優先するものとします。

(3) 費用負担について

この応募に伴い、要した事業者の費用負担に対しては、事業者の負担とし、財団は一切の補償はできません。

(4) その他

企画提案申込書等応募書類に関し、追加の資料を求めることがあります。

9 募集、選定の全体スケジュール

項目	日程
当該募集要項等の配布・HP掲載	平成30年6月13日(水)
質問の受付※	平成30年6月13日(水)～6月20日(水)
質問に対する回答※	平成30年6月13日(水)～6月22日(金)
企画提案申込書等及び現地見学会参加申込書 (①②③④⑤⑥⑨⑩) 提出期限※	平成30年6月20日(水) 正午
一次審査(書類)※	平成30年6月22日(金)
一次審査の結果通知<メール>※	平成30年6月22日(金) 発送予定
現地見学会の開催日	平成30年6月26日(火) 午後から2時間程度
企画提案書等(⑦⑧⑪) 提出期限※	平成30年6月29日(金) 正午
二次審査(プレゼンテーションの実施日)※	平成30年7月6日(金)
二次審査の結果通知<メール>※	平成30年7月11日(水) 発送予定

※ は、詳細について以降の項目の説明をご参照ください。

9-1 質問の受付及び回答について

(1) 質問の受付

平成30年6月13日(水)～6月20日(水) 午後5時までとします。

(2) 質問方法

下記のEメールアドレス宛に、件名を「尼崎市総合文化センター再整備検討業務」と入力の上ご質問ください。質問票は任意で結構です。Eメールに直接記載でも構いません。

Eメールアドレス: shisetsu@archaic.or.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名をふせて財団のホームページ(当該募集要項を掲載している画面と同一画面上)にて随時速やかに公表し、回答期間は平成30年6月13日(水)～6月22日(金)とします。

(4) その他

審査基準や他の応募業者に関することについては一切お答えできません。

9-2 企画提案申込書等応募書類提出期限等について

(1) 提出期限

対象者	応募書類	提出期限
一次審査対象者	①②③④⑤⑥⑨⑩	平成30年6月20日(水) 正午
二次審査対象者	⑦⑧⑪	平成30年6月29日(金) 正午

(2) 提出方法 持参もしくは郵送にて提出してください(郵送の場合は必着)

(3) 提出先 尼崎市文化振興財団 総務部 施設課 担当 山敷、松井
〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目7-16
電話番号：06-6487-0815(施設課)

9-3 一次審査および二次審査方法、結果の通知について

(1) 一次審査について

「7企画提案申込書応募書類及び提出部数」に記載する書類のうち、様式第3号から第5号について一次審査を実施します。なお、応募書類に不備等があった場合には、失格とします。

ア 実施日

平成30年6月22日(金)

尼崎市文化振興財団 総務部 施設課にて実施します。

イ 審査基準

(ア) 「6配布資料(当該募集要項除く)(2)評価項目」に基づき審査を行います。

(イ) 応募状況によっては、一次審査の合否判定を行います。

ウ 結果通知

一次審査対象者全員に合否判定結果をメールで通知します。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)について

一次審査通過者に対し、実施します。

なお、プレゼンテーションの時間等詳細については、一次審査の結果を通知する際に併せて連絡します。

ア 実施日時 平成30年7月6日(金)

イ 実施場所 尼崎市総合文化センター 8階：多目的室
尼崎市昭和通2丁目7-16

ウ 結果通知

二次審査対象者全員に選定結果をメールで通知します。

(3) プレゼンテーション審査実施手法等

ア 実施時間

1社につき30分程度を予定しており、15分間の企画提案内容の説明をしていただいたのち、15分程度の質疑応答を行います。

イ 実施方法

提出済みの企画提案書等応募書類に基づき説明をしていただきます。新たな資料の提出は不可とします。

説明者は、業務の推進体制（様式第5号）に記載されている主たる担当技術者が中心に行ってください。また会場への入室は3人以内としてください。

なお、パワーポイント等を利用する場合には、プロジェクター、スクリーンは財団で用意しますが、パソコンについては応募者が準備してください。

ウ 二次審査における資料および質疑応答の取扱い等について

「8企画提案申込書等応募書類の取扱い等について(2)企画提案申込書等応募書類の公開について」に記載する基準に準じるものとします。

エ 審査基準

(ア)「6配布資料（当該募集要項除く）(2)評価項目」に基づき審査を行い、一次審査の得点と二次審査の得点の合計点を総合得点とし、最も高い総合得点の事業者を受託候補者として選定します。

(イ) 審査において、委託業務を円滑に履行するに必要な能力を有していると認められる基準点（以下「基準点」という。）を設定し、審査の結果が基準点に満たない場合は、受託候補者として選定しません。

(ロ) 総合得点が基準点を超える事業者については、地域経済の活性化を図るため、次のとおり加点し、加点後の得点を総合得点とします。

a 市内事業者（市内に本社（本店）を有する者）

総合得点の10%を加点します。

b 準市内業者（市内に支社（支店）等を有する者）

総合得点の5%を加点します。

(ハ) 総合得点が最も高い者が2以上ある場合は、評価項目のうち、「企画提案書」の得点が高い者、「主たる担当技術者等の取組姿勢等」の得点が高い者、「予定技術者の技術力と実施体制」のうち、「主たる担当技術者」の各得点が高い者の順に受託候補者を決定します。

それでもなお同点の場合は、くじにより受託候補者を決定します。

(4) 審査内容の取扱いについて

非公開とし、審査内容に関する問い合わせや異議については、一切受け付けをしません。

10 契約の締結について

(1) 二次審査後、受託候補者は財団と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、財団が作成する契約書によって、契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、二次審査において順位の高かった者でかつ基準点以上の者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、財団において入札参加停止の措置を受ける場合があります。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時まで「4応募資格」の応募資格を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約締結時まで「5応募者の失格」の要件に該当していることが判明したとき。

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

オ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

- (3) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は「7 企画提案申込書等 応募書類（様式等）及び提出部数 ⑧見積書」において記載した見積金額を基に見積書を提出してください。
- (4) 契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、財団と受託者においてその都度協議するものとします。

1.1 担当課

尼崎市文化振興財団 総務部 施設課 担当 山敷、松井

〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目7-16

電話番号：06-6487-0815（施設課）

ファクス番号：06-6487-0803

メールアドレス： shisetsu@archaic.or.jp

以上